

# 消費生活相談補助アルバイト（日給制）募集のお知らせ

公益財団法人横浜市消費者協会

## ■申込受付期間

平成31（2019）年4月9日まで随時受付（郵送のみ）

公益財団法人横浜市消費者協会は、消費者の権利を尊重し、消費者教育及び啓発活動を推進し、電話等による消費生活相談を通して消費者被害の未然防止及び救済を支援することによって、消費者の利益の擁護やその増進を図り、横浜市民の安全で快適な消費生活の実現に寄与することを目的として活動する団体で、横浜市消費生活総合センターの指定管理者となっています。

横浜市消費生活総合センターが実施する消費生活相談業務補助等に従事する消費生活相談補助アルバイトを募集します。

### 1 採用人数

2名

### 2 応募の条件

- 消費生活問題に興味・関心のある方
- 消費生活相談員になることを目指している人方を歓迎いたします。

### 3 主な業務

消費生活相談補助（相談電話の取次ぎ、電話相談補助等）

### 4 求められるスキル

- 親切で丁寧な電話対応能力
- ワード、エクセルによる文書作成に必要な知識・技術

### 5 雇用内容、勤務条件

(1)	身 分	公益財団法人横浜市消費者協会 消費生活相談補助アルバイト（日給制）
(2)	勤 務 場 所	<b>横浜市消費生活総合センター</b> 横浜市港南区上大岡西1-6-1 ゆめおおおかオフィスタワー4F (横浜市営地下鉄線/京浜急行線 横浜駅から15分程度「上大岡駅」徒歩3分)
(3)	雇 用 期 間	2019年採用決定日以降～9月30日
(4)	報 酬 等	日額8,250円(1,100×7.5h) 通勤費支給
(5)	勤 務 日	週3日(応相談)
(6)	休 暇・休 日	祝日、年末・年始(12月29日～1月3日)、土・日
(7)	勤 務 時 間	午前8時45分～午後5時15分 (昼休憩1時間)
(8)	社 会 保 険	労災保険

### 6 提出書類

下記あてに、以下の書類を同封のうえ、郵送してください。

- 履歴書：JIS規格の様式例に基づいた履歴書に自筆で記入してください。
- 返信用封筒1枚：返信先を明記し、82円切手を貼付。選考結果等をお知らせします。

提出期限：平成31（2019）年4月9日まで随時受付（郵送のみ）

《あて先》

〒233-0002 横浜市港南区上大岡西1-6-1

ゆめおおおかオフィスタワー4階 横浜市消費生活総合センター内  
公益財団法人横浜市消費者協会 消費生活相談補助アルバイト募集担当あて

## 7 選考方法

- (1) 第一次選考（書類審査）  
結果は応募書類到着後概ね7日以内に電話で連絡します。
- (2) 第二次選考（個人面接）

## 8 その他

- (1) この選考において提出された書類は一切お返ししません。
- (2) 選考に関する問合せは、下記で受け付けます。選考結果等に関する問合せに応じることはできません。Eメールでのご質問等をご遠慮ください。
- (3) いただいた個人情報は、当選考を行うために使用し、これ以外の目的では使用しません。

## 《問合せ先》

公益財団法人横浜市消費者協会 「消費生活相談補助アルバイト（日給制）募集担当」  
宮口・馬場・鈴木  
電 話 045-845-7722 （午前8時45分～午後5時30分）

■横浜市消費生活総合センターホームページ

<https://www.yokohama-consumer.or.jp/>